

議案第3号

読谷村手数料徴収条例の一部を改正する条例

読谷村手数料徴収条例（平成12年読谷村条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍住民基本台帳の項を次のように改める。

戸籍住民 基本台帳	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求・発行を行う場合及び同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1件につき	400円
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき	750円
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求・発行を行う場合及び同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は	1件につき	700円

手数料を徴収しない。)		
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき	350円
除籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき	450円
届出若しくは申請の受理の証明書、届書 その他村長の受理した書類に記載した事 項の証明書又は届書等情報の内容の証明 書の交付手数料	1 通につき	350円
上質紙を用いた届出の受理の証明手数料	1 通につき	1,400円
届書その他村長の受理した書類又は届書 等情報の内容を表示したものの閲覧手数 料	1 件につき	350円
住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	1 件につき	300円
住民票の記載事項証明手数料	1 件につき	300円
住民票の閲覧手数料	1 件につき	300円
身分証明手数料	1 件につき	300円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月6日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實